

特別養護老人ホーム 陽だまりの丘 料金表

(介護老人福祉施設、ユニット型個室)

SKS-F503

(令和3年8月1日現在)

(日額：円)

	算定項目 (利用者負担限度額)		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
	①サービス利用に係る自己負担額	ユニット型 個室	1割	681 円	752 円	828 円	900 円
		2割	1,362 円	1,504 円	1,657 円	1,801 円	1,941 円
		3割	2,044 円	2,257 円	2,486 円	2,702 円	2,912 円
②食費に係る自己負担額 (介護保険外)	第1段階		300 円				
	第2段階		390 円				
	第3段階①		650 円				
	第3段階②		1,360 円				
	上記以外の方		1,650 円				
③居住費に係る自己負担額 (介護保険外)	第1段階		820 円				
	第2段階		820 円				
	第3段階①②		1,310 円				
	上記以外の方		3,380 円				

④当施設の加算			1割	2割	3割
	看護体制加算(Ⅰ)		4 円	8 円	12 円
	看護体制加算(Ⅱ)		8 円	16 円	24 円
	夜勤職員配置加算		18 円	37 円	56 円
	介護職員処遇改善加算	(サービス費×0.083)の1割	(サービス費×0.083)の2割	(サービス費×0.083)の3割	
	介護職等特定処遇改善加算	(サービス費×0.023)の1割	(サービス費×0.023)の2割	(サービス費×0.023)の3割	

自己負担額合計 (①+②+③+④) 1日あたり	第1段階	1割	1,831 円	1,902 円	1,978 円	2,050 円	2,120 円
	第2段階	1割	1,921 円	1,992 円	2,068 円	2,140 円	2,210 円
	第3段階①	1割	2,671 円	2,742 円	2,818 円	2,890 円	2,960 円
	第3段階②	1割	3,381 円	3,452 円	3,528 円	3,600 円	3,670 円
	上記以外の方	1割	5,741 円	5,812 円	5,888 円	5,960 円	6,030 円
		2割	6,453 円	6,595 円	6,748 円	6,892 円	7,032 円
		3割	7,166 円	7,379 円	7,608 円	7,848 円	8,034 円

1ヶ月あたり (30日)	第1段階	1割	54,930 円	57,060 円	59,340 円	61,500 円	63,600 円
	第2段階	1割	57,630 円	59,760 円	62,040 円	64,200 円	66,300 円
	第3段階①	1割	80,130 円	82,260 円	84,540 円	86,700 円	88,800 円
	第3段階②	1割	101,430 円	103,560 円	105,840 円	108,000 円	110,100 円
	上記以外の方	1割	172,230 円	174,360 円	176,640 円	178,800 円	180,900 円
		2割	193,590 円	197,850 円	202,440 円	206,760 円	210,960 円
		3割	214,980 円	221,370 円	228,240 円	235,440 円	241,020 円

※あくまでも目安の料金です

※利用者負担限度額について

第1段階	生活保護受給者	
第2段階	世帯全員が 市民税非課税	本人の年金収入とその他所得金額の合計が年間80万円以下。
第3段階①		かつ、預貯金等の合計が650万円(夫婦は1,650万円)以下
第3段階②		本人の年金収入とその他所得金額の合計が年間80万円超120万円以下。
		かつ、預貯金等の合計が550万円(夫婦は1,550万円)以下
		本人の年金収入とその他所得金額の合計が年間120万円超。
		かつ、預貯金等の合計が500万円(夫婦は1,500万円)以下

※65歳未満の方は、収入に関係なく、預貯金等の合計は1,000万円(夫婦は2,000万円)以下

※その他、サービスの内容により下記の加算がされます。(一部)

SKS-F503

●初期加算(30日限度)

入居日から30日間、または1ヵ月を超える入院後の再入居の際も30日間加算されます。

●外泊加算(6日限度 ※月をまたいで連続12日)

外泊や入院された場合で施設に在居していない日であっても、外泊又は入院の翌日から6日間は(月をまたいで連続した場合は最長12日間)外泊時費用が自己負担となります。

●経口移行加算(180日限度)

経管による栄養摂取をされている方で、経口摂取を進めるため医師の指示に基づく栄養管理を行う必要が生じた場合、実際に経口移行への取り組みを実施した方に加算されます。

●経口維持加算I

経口維持加算II

著しい誤嚥が認められる方に対し、経口摂取を維持するために医師の指示に基づく栄養管理を行う必要が生じた場合、実際に経口摂取維持への取り組みを実施した方に加算されます。

●看取り介護加算(I)(II)

医師が終末期にあると判断した入居者に対し、医師、看護職員、介護職員等が共同して、入居者等の同意を得た上で、看取り介護を行わせていただいた場合、イ.死亡日以前31日以上45日以下については1日につき72(72)単位を、ロ.死亡日以前4日以上30日以下については1日につき144(144)単位を、ハ.死亡日の前日及び前々日については1日につき680(780)単位を、ニ.死亡日については1日につき1280(1580)単位を死亡月に加算する。ただし、退居した日の翌日から死亡日までの間は算定しない。又、施設を退居された場合におきましても、医療機関とご家族継続的な関わりをさせていただくものとします。※()内の単位は看取り介護加算II

●栄養マネジメント強化加算

医師、管理栄養士、看護師等が共同して作成した栄養ケア計画に従い、食事の観察等を行いながら入居者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整などを行っている場合に加算されます。

●介護職員処遇改善加算

算定した単位数の1000分の83に相当する単位数

●介護職員等特定処遇改善加算

算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

☆介護保険対象外

(1) 1ヶ月ごとにお支払いいただく費用

貴重品管理費	50円/日	通帳の管理、年金・社会保険等各種申請代行を行います。
特別な室料	100円/日	景観、採光に優れている各部屋に関する費用となります。 2階 なのはな 2,3,5,6,7号室 3階 せきれい 2,3,5,6,7号室

(2) 1回のご利用毎にお支払いいただく費用

サービス内容	利用料金	備考
クリーニング代	実費	衣類を外部のクリーニング業者に依頼する費用
理美容費	実費	理美容のサービスをご利用された場合の費用
日常生活品費	実費	ティッシュペーパー、入れ歯洗浄剤等及び嗜好品のタバコ、酒、お菓子(施設で提供するおやつ以外)等
電気代	実費	個人が居室で使用する電化製品の電気代(冷蔵庫等)
教養娯楽費	実費	個人的に利用するための嗜好品や、倶楽部やレクレーションなどで使用する材料や遊具、ビデオソフトなどの費用。
健康管理費	実費	医療保険適用外の医療行為・医薬品投与、予防接種を行った場合。(健康食品等)

※この料金表は令和3年8月1日現在のものです。介護保険法等改正により料金の一部または、全部が変更されることもあります。

20210801